

令和 7 年度屋台プロモーション業務委託 企画提案募集要項

令和 7 年 4 月

福岡市経済観光文化局屋台課

本募集要項は、「令和7年度屋台プロモーション業務」（以下、「本業務」という。）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。

1 委託件名

令和7年度屋台プロモーション業務委託

2 目的

本市は、平成25年7月1日に全国初の福岡市屋台基本条例（以下「条例」という。）を制定し、営業環境の改善や屋台営業者の公募などを実施してきた。

また、令和5年度からは宿泊税を活用し、屋台のプロモーションを強化している。その結果、市民・国内観光客向けアンケートでは、屋台に対する「良い」イメージが過去最高値となるなど、一定の成果があったと考える。

一方で、衛生面での不安や料金体系への不信感など、過去の情報が払しょくされておらず、いまだにネガティブなイメージを持っている方がいるほか、観光需要の回復により、特定エリアに利用客が集中し、混雑による利用者の満足度低下も懸念されている。

そこで、本業務委託を通じ、情報発信を強化し、屋台の更なるイメージアップを促す。また、長浜屋台街をはじめ、各エリア、各屋台の魅力を発信することで、利用者の分散を図り、満足度向上を図る。そして、屋台が福岡の食の魅力を高める存在となり、将来にわたり持続可能な観光資源となることを目指す。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 提案限度額

上限額 11,000,000 円（消費税及び地方消費税額含む）

5 委託内容

(1) ターゲット

国内観光客全般

※観光客にとって、屋台利用の一番のきっかけは知人（福岡市民）からの紹介が約半数（45.5%）とのデータもある。そのため、福岡市民にも訴求できるプロモーションを展開するものとし、市民の理解を通じた観光客の満足度向上、利用促進を図るものとする。

(2) 訴求時期

観光客が最大化する観光ハイシーズン時期を適切に捉え、効果的なプロモーションを実施すること。また、市民への訴求にあたっては、年間を通じて屋台へ誘客が図れるよう工夫すること。

(3) 業務内容

① 屋台のイメージアップと利用促進（国内観光客向け）

ア 屋台の魅力だけでなく、利用マナーや、営業環境の改善により衛生的で安心して利用できることを、わかりやすく、効果的に情報発信する仕掛けを提案し、実施すること。

イ 観光客が、3大屋台街（中洲、天神、長浜）の特色を掴めるように、ブランディングを行うとともに、観光客を屋台へ誘客する仕掛けを提案し、実施すること。

ウ ア、イの実施にあたっては、5-(1)に記載のとおり、市民が観光客に屋台を紹介したくなるように、市民にも強く訴求できる仕掛けを取り入れること。

② 屋台が新規オープンするエリアのPRと集客（市民、国内観光客を問わない）

令和7年度に新規オープンする屋台があるエリア（長浜、日本銀行福岡支店前、BiVi福岡周辺）を大々的にPRする仕掛けを提案、実施し、誘客につなげること。

③ 追加提案

本業務全般について、本書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

④ 事業スケジュール、実施体制

本業務全般について、PR効果が最大となるように事業スケジュールを作成し、実施体制と合わせて、提案を行うこと。

※ 留意事項

- ・プロモーションの手法については、イベント開催のほか、動画・ウェブサイト・SNSの活用、広告掲載、メディアの招請などの手法から、活用する媒体等の具体的な名称や実施スケジュールを挙げて提案すること。（ただし社会通念上、公序良俗に反する媒体は除外すること。）
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。
- ・提案内容に応じたKPIを設定すること。
- ・本業務の各事業の実施時期や内容は市と協議し決定すること。

※ 本市の目標値（想定）

- ・観光客、市民の屋台についての反響の目安として屋台の公式アカウント「FUKUOKA GUIDE」の友だち数5,000人増にするというものがあると考えている。

(4) 参考情報

本業務に係る企画提案を行うにあたっては、以下の情報を参考に提供する。

① 福岡市の屋台施策（福岡市ホームページ）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/jigyou-torikumi/yatai/sesaku.html>

・令和5年度 市政アンケート調査

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou/shisei/documents/yatainikansurushiseienquete.pdf>

・令和5年度 屋台に関する観光客アンケート調査

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou/shisei/documents/kankohoukokusho.pdf>

② 福岡市公式シティサイト「よかなび」屋台情報ページ

<https://yokanavi.com/yatai/>

(5) 業務報告

① 本業務の実施中、適宜、本市に対し現状報告を行うこと。

② 本業務終了後に、プロモーションの分析・効果検証を行い、結果報告書を作成すること。報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

(6) 著作権等の取扱い

① 本業務を通じて制作した成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、本業務以外の本市の観光プロモーションを行う上で使用できるものとする。

② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

(7) その他

① 上記(1)～(6)以外で、本業務実施のために必要な業務は、受託事業者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。

② 受託事業者決定後、一部事業の停止や内容変更等を行う可能性がある。その場合、本市と受託者で協議の上、契約内容の変更等を行う場合がある。

6 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。

また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※ 詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

また、利用者からの問い合わせ・相談・要望等を受けたときは、真摯に傾聴し、求められていることを正確に把握するとともに、的確な対応を行うようにすること。

② 服務態度

問い合わせ対応など利用者と接する業務に携わる従事者は、態度、言葉遣い等について特に注意し、常に丁寧な対応を心がけ、不快感を与えないように努めなければならない。

また、受託者は本市の品位を傷つけるような者や一般常識に欠け利用者に不快感を与える者を従事させてはならない。

7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

受託者は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、本市に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に本市との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、6(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

8 その他

(1) 受託業務については、本企画提案募集要項及び受託者の提案内容を踏まえ、契約後に詳細な打合せを行い、本市の指示等に従いながら進めること。

(2) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。

なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

- (3) 本企画提案募集要項の内容に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、本市と受託者が協議のうえ定めることとする。

9 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 提案競技スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年4月28日(月) |
| (2) 質問書締切 | 5月8日(木) 15時 |
| (3) 質問の回答 | 5月12日(月) |
| (4) 参加申請締切 | 5月15日(木) 15時 |
| (5) 企画提案書締切 | 5月19日(月) 17時 |
| (6) 一次審査(書類審査)結果通知 | 5月23日(金) ※参加者多数の場合 |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション) | 5月27日(火) 予定 |
| (8) 事業者決定および通知 | 5月30日(金) 予定 |
| (9) 契約締結 | 5月30日(金) 以降 |

※二次審査については、対面によるプレゼンテーション方式を予定。

11 提案に関する問い合わせ(質問書提出)

- (1) 質問書提出期限
令和7年5月8日(木) 15時まで
- (2) 質問書提出先
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市 経済観光文化局 屋台課 担当：縣(アガタ)、井上
TEL:092-733-5933(直通)
メールアドレス：yatai.EPB@city.fukuoka.lg.jp
- (3) 質問書提出方法
様式1「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。
なお、様式1「質問書」を提出した際は、念のため(2)に記載する電話番号に連絡すること。
- (4) 質問についての回答
回答は、令和7年5月12日(月)に下記の福岡市ホームページ上に掲載する予定
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

12 参加申請・企画提案書の提出

- (1) 提出締め切り
①参加申請書 令和7年5月15日(木) 15時まで(必着)
②企画提案書 令和7年5月19日(月) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法
提出先へ(5)の提出書類の原本を郵送または持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。郵送は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず

(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(3) 提出部数

- ①参加申請書 原本：1部
電子データ：1ファイル
- ②企画提案書 原本：正本1部、副本7部
電子データ：各1ファイル(正本、副本)

(4) 提出先問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市 経済観光文化局 屋台課 担当：縣(アガタ)、井上
TEL:092-733-5933(直通)
メールアドレス：yatai.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(5) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。②～⑤の書類についてのみ、上記期限に提出が間に合わない場合は、契約締結日までに追加提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書(様式2)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注)法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注)身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-2号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-4号)

注) 様式第2-4号に、代表者および役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第2-5号をもとに作成のうえ提出すること。

(6) 提案書関係

① 提案書の内容

資料1「企画提案募集要項」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 提案書と同時に提出する書類

様式3「配置計画」、様式4「見積書」

14 提案競技選定委員会

(1) 一次審査(書類審査)

結果通知日：令和7年5月23日(金)

提案者が複数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査(プレゼンテ

ーション) 参加対象者を 5 社程度選出する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知する。

(2) 二次審査 (プレゼンテーション)

一次審査によって選出された提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは対面で行い、当該事業を主に担当するものが実施すること。なお、プレゼンテーションの詳細については、提案者に電子メール等にて通知する。

① 日時

令和 7 年 5 月 27 日 (火) を予定

② 時間

30 分程度 (説明 15 分・質疑応答 15 分)

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

※一次審査通過者が多い場合は、時間を短縮する場合がある。

③ 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料 3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3) 結果通知

令和 7 年 5 月 30 日 (金) 以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて本市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

15 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料 3「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点および価格点の算出方法は、資料 3「提案項目配点表」のとおり。

(3) 最低基準

合計点が 6 割・60 点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続

提案競技選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

16 その他、留意事項

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

(4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。

(5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。

(6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。

(8) 提案競技参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届（様式5）を提出すること。

(9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（１）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（２）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（３）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（４）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（５）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人

情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。

・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。